

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷二十二第

行發日一月四年五十正大

論叢

動物界の食糧問題……………教 授 川村多實二

國際課税に於ける人及び證券の所在……………法學博士 神戸 正雄

勞農露國における勞働義務……………教 授 末川 博

作州の農民騷動……………經濟學士 黒正 巖

世界經濟の成立過程……………法學士 作田 莊一

時論

自作農維持策としての地租免除……………法學博士 河田 嗣郎

講演

木綿工業經營の現状一斑……………商學士 井上 潔

雜錄

總計豫算と純計豫算……………法學士 汐見 三郎

妙心寺の無盡講……………經濟學士 中川與之助

帝都大學經濟學部紀要の刊行について……………經濟學博士 本庄榮治郎

(葉轉載)

自作農維持策としての地租免除

河 田 嗣 郎

一

今回衆議院は自作農維持策の一助として自作農地の地租を免除する議案を通過した。それは既に廣く世に知られて居るやうに「地租を納むべき者（法人を除く）の住所地市町村及其隣接市町村内に於ける田畑地價の合計金額其同居家族の分と合算し二百圓未滿なるときは命令の定むる所に依り其田畑の地租を徴收せず但小作に付したる田畑に付ては此限に在らず」といふのである。

元來此の免租案は地租條例中改正法律案として政府の提出したる地租一分減案を委員會に於て修正したものであつて、原案は人も知る如く地租條令第一條中「田畑地價百分の四個五」を「田畑地價百分の三個五」に「田畑地價百分三個二」を「田畑地價百分二個五」に改めんとするものであつ

た。そして其の改正は所謂税制整理案中の一項を爲すものとして、他の幾多の税法改正案と共に議會に提出されたのである。

従て原案は必ずしも特に自作農維持策として其の保護を目的として造られたものと謂ふのではなく、其の修正案も亦表面上はたゞ税制の一改正たるに外ならぬけれど、委員會に於て修正を主張せる者の理由とする所を聞けば、明かに農政上の必要に鑑み國家政策に立脚して、特に自作農維持策上の一手段として斯かる改正を行はんとするものだとせられた。仍て茲には其の意味に於て此の修正案を攻撃して見たいと思ふ。

二

現今農政上に普通に行はれる見解としては、所謂自作農主義は、農企業的方式として最も健全なものと考へられて居る。即ち自作農業は大地主による大農經營よりも集約經營の行はれる點に於て優り、小作農業よりも土地が愛護せられ又集約經營の行はれる點に於て優り、此等の經濟上の利點あるに加へて、有作農民は最も堅實なる中産者として中等階級の中堅を爲す者なれば、社會政策的にも自作農民の維持を圖るは、必要欠ぐべからざる所とせられるのである。更に又之を農民の心理より謂ふも、小作人其他農村の無産者は自作農民たらんと希望するを常とし、自作農

1) 大正十五年二月二十一日 官報號外衆議院議事速記録第十八號小川郷太郎氏演說參照。併せて大正十五年一月二十六日 官報號外衆議院議事速記録第六號小川郷太郎氏演說參照。

民たる者は、最も自主獨立的にして、恒心あるものと考へられて居る。²⁾

現今農地所有制の改革方策としては、土地公有制の實施と自作的所有制の普及との二つの道筋の考へられるが普通だが、所謂土地制度改革論者及或派の社會主義者は前者を主張するに反して、大多數の政策論者は後者を以て穩健なる策と考へて居る。そして之を現時の農民の心情からいへば、たとへ土地國有制を實施しても、農民は大抵十人が十人まで自分のものとしての土地が欲しいのだから、實際に於てはやはり一種の自作的所有制の普及になつてしまふのは、革命後の露西亞の實狀に照し見るも明かだと主張して居る。つまり大多數の政策論者の見る所では、自作農的所有制は、農業といふ業務には、其の性質上最もよく適合したものであつて、その普及を見ることが結局最もよく農業及農村の状態を安定せしむる所以だとせられて居るのである。

然るに由來政策なるものは、多數者の考へる所謂通説なるものに從ふのが例であるから、農業政策上の方針としては、當今自作農制の普及を圖るが必要で又最も當を得たるものとせられ、社會政策も亦此方針を穩健妥當のものとして見て居るのである。従て現今我國及び歐洲の諸國に在つては、この自作農の創設及維持の爲めに、種々の立入つた施設と方策が攷究せられ、又色々な程度に於て實施せられて居る次第である。

2) 拙著『農業經濟學』第四編第三章參照。

三

現今の時勢としては經濟狀態を自然の成行に放任すれば自作農民は漸次減少するを免れ難き勢に在り、手工業者の没落など、相並んで、舊來の中産階級は段々に衰亡するの避け難き運命に在る。之は資本主義的な集中統一に伴ふ當然の成行と考へられて居るが、兎も角其の事實は我國に於ても現に之を見ることが出来る。

帝國統計年鑑の示す所に照すも、この勢は數字的に立證されてある次第で、其の數字は此種の問題を論ずる者の多く採用する所である。試に之を示せば左表の如き有様なりとする。

年	實數		百分比例	
	自作	小作	自作	小作
明治四十二年末	一七九、二四〇	一四六、九六三	三三・七	三〇・九
同 四十三年末	一七六、七三三	一五〇、九七三	三三・〇	三〇・七
同 四十四年末	一七三、一九六	一五二、九三三	三二・五	三〇・七
大正 元年末	一七三、八〇〇	一四七、八〇〇	三三・〇	二七・五
同 二年末	一七四、一〇〇	一五〇、九三三	三三・〇	二七・九
同 三年末	一七二、二〇〇	一五二、九三三	三二・七	二七・九
同 四年末	一七二、九七五	一五二、二二九	三二・八	二七・六

同 五 年 末	一、六六九、三三四	一、五二四、六九九	二、三三六、五九〇	三〇・六	一七・九四	四〇・九
同 六 年 末	一、六四四、二五七	一、五三四、六六六	二、三二七、五九八	三〇・〇	一六・〇七	四〇・五
同 七 年 末	一、六七〇、〇七	一、五五〇、三三四	二、三三九、四三三	三〇・九	一六・三	四〇・七
同 八 年 末	一、七〇〇、七七七	一、五四五、〇九九	二、三四四、〇一	三〇・五	一六・三〇	四〇・七
同 九 年 末	一、六三三、五九〇	一、五七五、八四七	二、三四四、二六	三〇・六	一六・四二	四〇・九
同 十 年 末	一、六九〇、〇五〇	一、五四四、六二七	二、三三二、九五四	三〇・九	一六・五〇	四〇・九
同 十 一 年 末	一、六三三、一四〇	一、五四一、八五	二、三三三、〇三	三〇・五	一六・五五	四〇・九
同 十 二 年 末	一、六四四、五五六	一、五五五、七九九	二、三三九、七〇五	三〇・六	一六・五	四〇・七

右表について之を觀れば、自作農家戸數は年々減少しつゝあり、大正九年以來は特に著しく、十年末には前年末に比し一萬八千餘戸を減じ、其の翌年には一萬三千五百戸を、其の翌年には六千九百餘戸を減じた。たゞ大正十二年末には前年末に比し二千三百餘戸を増して居る。之に反して小作人の戸數は年々少しづゝ増して居るが大正十年からは此も亦減少を示し、たゞ自作兼小作農家が年々増加する傾向に在る。之を三者の百分比例について見れば更に明瞭に三者消長の有様を窺ふことが出来る。何れにしても自作農家が比年減少する大勢に在ることは掩ひ難き事實である。

此の現象は、自作農主義を以て最も都合よきものと爲す農業經濟上の立場から觀るも、又近年小作爭議の隨所に續發し、然かもそれが段々深刻なものとなり、眞實の階級戰爭化しつゝある状態

況に鑑みて、自作農制の普及を以て其の問題の解決策と爲し、少くとも自作農を以て一種の緩衝地帯と見んとする立場からいふも、共に甚だ憂ふべき所とせられるは、理由ある次第である。換言すれば自作農民の減少は、之を農業生産上の利益より觀るも、又之を農村の社會構成の上から觀るも、共に甚だ憂ふべき現象とせられるは、理由ある所である。

之を成行に放任すれば、小作爭議の方面に關聯しただけのことから攷へるも、農業生産は段々に振はなくなり、土地は荒廢に傾き、農村の社會生活は分裂して、農村問題上憂ふべき結果を齎すことゝならざるを得ないとせられる。

私は或程度の自作農維持及創設方策を以てして、小作問題が解決せられ得べしとは信せぬ。まして之に依て大いに農村振興の實が擧がるだらうとも信じ得ない。けれども我國の現状に於て自作農民の減少といふ事實が喜ぶべき現象なりや憂ふべき現象なりやといへば、謂ふ迄もなく喜ぶに適せざる現象たることは普通には何人も否み能はざる所なりと信ずる。之を以て寧ろ喜ぶべき現象と見んとする者は、土地が兼併せられることは、やがて其の兼併せられたるものを一纏めに公有に移すに便利で、小さく自作農的に多數人によつて所有せられるよりも、大きく大地的に少數者によつて纏めて所有された方が、社會の公有制を實行する場合に便利だと考へる社會主義者中の或派の人々に過ぎないであらう。即ち社會主義實現の階段として方便的に之を觀て便宜だ

と見る者以外眞實に農業生産と農村社會との利益と堅實性とから觀て、かゝる傾向を喜ぶ者は無
い筈である。特に大農組織による大規模經營の行はれ難き我國の實狀に於て然りとする。

四

自作農の漸次減少する傾向を以て經濟政策的にも社會政策的にも喜ぶべからずとする所から、
自作農の維持と創設との政策は表はれて來る。そして其の政策には直接に自作農創設事業として
行はれるものもあれば、又間接に其の事業を補助する施設として行はれるものもある。自作農維
持政策に至つても同様である。

所で今問題になつて居る自作農地の免租といふことは、主として自作農の維持の爲に其一方策
として案出せられたるものたるは、前に之を明かにした通りだが、併しそれは又同様に自作農地
創設事業に對する補助政策としても、多少の意義を有ち得るものである。

先づ自作農維持策としての地租免除の効果に就いて考ふれば、現今農家經濟困難の一原因が租
税公課の負擔の過重といふことに存すとせられる所より觀て、地租の免除が多少自作農家の經濟
上の困難を輕うするに足り其の經濟の安定を得せしむるに貢獻する所あるべきは疑を容れない。
地租の免除は之に伴ふ附加税の免除ともなる次第なれば、貧弱なる自作小農家の經濟に取つて有

難きことたるは言ふ迄もない。たとへ其の税額こそあまり多きな額ではないにしても、何しろ小農の一家經濟は貧弱なものであるに加へて、農家といふものは實物經濟的な經濟の立て方の下に生活して居るものであり、特に小農に於てさうであるから、金銭負擔の輕減は、その經濟を安からしむる所比較的多大である。即ち農家はたとへ小農たりともたゞ生きて行くだけの意味に於ては生活には割合に困らぬものだけれど、金銭收入の少いのがいつも病である。従て金銭負擔然かも現金で何月何日迄に是非納めねばならぬといふやうな金銭負擔の輕減せられることは、其經濟を營む者に取つて少からず苦痛を輕減するに足るものである。

然し同じく自作農地の地租を免除するにしても、其の免除は苟くも自作地たる限り其大さには關係なく一切免除するか、それとも一定の制限を設け其の限度以下の小自作農地を免除するかは、其の政策上の意義と效果とに於て多少相違する所なきを得ない。然るに今回衆議院に於て決定せられたる免租案は、一定の制限を設けて居るのであつて、其の主旨は小農たる自作農家の負擔を輕減することに存する。所が更に又攷ふれば其の制限のつけ方には土地面積の上でつけるのと地價の上でつけるのとの別があるわけで、今回の案は地價によつて制限を設け、上に示したやうに「住所地市町村及隣接地市町村内に於ける田畑地價の合計金額其同居家族の分と合算し貳百圓未滿なるとき」とせられた。自作地面積について制限を附するも自作地々價に依て制限するも

結局は同じやうな結果になるのだが、地價に依るものとせられたのは租稅技術上の便宜を考へてからであつて、地租が地價百分の幾個といふ風になつて居るものだから、大體それに依つたものと思はれる。

然らば地價貳百圓以下の所有田畑といへば、面積にしたら大體どの位の面積に當るかといふに、田畑の地價が地方に依て大いに異なつて居るから、その面積も地方により少からざる相違あることと思はれるが、全國平均的に見たならば、田地で凡そ五、六段畑地で二、三町くらゐのものであらう。試に主稅局の調査に就て見るに、大正十三年一月一日現在全國各府縣に渡れる或地方々々の地價最高最低は田地については最も高いのは一段四百七拾壹圓四拾錢最も低いのは貳錢壹厘となつて居る。然しこれは兩極端に過ぎず謂はゞ突飛な例である。最高といつても大抵の府縣では百圓が百五拾圓位であり、最低價格亦拾錢貳拾錢四拾錢五拾錢といふやうなのが多い。そこで總地價平均段金として各府縣につき示されたるものを又更に全國的に總括したるものについて見れば、參拾四圓參拾九錢となつて居る。これが大體平均的な所であり、普通の農家の所有して居る田地は先づ凡そそんな地價だと見て大過ないであらう。さうすると今地價貳百圓といへば六段弱に當るわけであるから、つまり六段以下位を自作する者の地租を免除する案だと見て大過なき次第である。

次に畑地について見れば、⁵⁾最高は一段參百〇貳圓五拾貳錢六厘といふのがあるが之れ亦飛び離れた例外的のものであり、普通は最高といつても八、九拾圓位なものである。最低には四厘といふのがあるが之れ亦例外的のものたるに過ぎぬ。そこでやはり總地價平均全國總括に於ては一段八圓四拾九錢といふことになつて居る。その見當だとすれば地價貳百圓は二町三、四反に當ることになる。

然し實際に於ては田地ばかり持て居て畑地は一筆も所有しないといふのも稀なれば、内地では畑地だけで田地を全く所有しないのも稀である。大抵の農家は田畑合せて所有するを例とし、其の組合せは固より地方により又人に依つて色々である。けれども何といつても我國では田地が大事なのだから茲には田地を主位に置いて今少し觀察して見る。

即ち今我國に於ては普通に自作農といはれる者は平均的に觀て田地をどれ位有つて居るものであるか。農務局の調査⁶⁾に依れば、全國の自作田地は大正十二年に於て百四十八萬八千七百四町歩であつた。そして自作農家は百七十二萬一千八百五十七戸であつた。されば一戸平均の自作田地面積は、八段六畝餘歩に當ることになる。次に田畑合計自作地總面積は三百二十八萬七千三百四十九町であるから、一戸平均は一町九反餘になる。

之に照して田地だけについて致ふれば前に示した田地々價貳百圓以下として其の面積六段弱な

5) 同書86頁

6) 本邦農業要覽(大正十四年十一月)

りとするれば、其の制限以下の田地を自作する者に對して免税を行ふのでは、其の面積標準は全國平均の自作農地一戸當り面積にも及ばないわけで、中農といはれる者は最早その免除には浴せずた、小農のみがその特典に與かるこゝなるに過ぎぬ。尤も我國では小農が多いから實際に於ては自作農民にしても全國平均一戸當反別以下の所有地しか持たぬ者の方が其れ以上の反別を有する者よりも數に於ては多いであらう。何しろ我國では全般的に觀て農家の三割五分は五段歩以下の耕作者であり、六割九分迄は一町歩以下の耕作者であるのだから、自作農にしても田地六段歩以下の耕作者は割合に多數なるべきを知るに難くない。(自作農家をその耕作地面積の廣狹によつて區別してその歩合を示した統計的材料が無いから茲に之を數字的に明示することは出來兼ねる)。然しそれにしても、免税は自作農民の一部分にしか及び得ないで、その全部に及ばざるは勿論のこと其の大部分に及ぶといふわけには行かないであらうことは、想像に難からざる所である。

仍て今之に就いて考へて見るに、若し自作農家が保護に値し、その維持を圖り衰亡を防ぐことが政策上必要で又妥當のことであるならば、そして其の政策の一助として自作農地の免税が行はれるといふのであるならば、その免税は今少し廣き範圍に涉つて行はれることが、適當だと思はれる。地價貳百圓以下といふ標準は少し低きに失する厭がある。自作農家中に在つては中農とい

はれる者即ち一町や一町五反位の田地を耕して居る者は、その經濟決してらくでは無いのであつて、政策的に自作農を保護する必要ありとせば、此程度の自作農家をも保護する必要がある。つまりたゞ自作農家中の大農のみが免税に値しないだけのことである。然かも我國の實狀に於ては自作農にしてあまり大きなのは無い。自作農地といへば餘程大きなのも二町五反か三町位のものである。三町以上も自作するやうなのは稀な例として所によつて之を見るに過ぎない。(私の知つて居る例では大分縣下に一家で三町八反を經營して居る例が一つある)。果して然らば苟も自作農地の免租を行ふといふからには、そしてそれが農政上の必要より行はれる政策であるからには地價などに制限を設けしないで、すべて自作農地たるものを免租することにする方が、政策上更に有効なるべきを疑ふことが出来ぬ。今回の免租案は妥協によつてあんな制限がつくことになつたのだと思はれるが、妥協といふ奴は大抵の場合に於て中途半端である。政策が中途半端ならば効果も中途半端なるべきを免れ難い。

五

次に新に自作農を創設する方策を行ふについて、自作農地の免税が、如何なる意義を有ち得るかを見るに、それは一種の補助策として事業を促進する上に多少の効果を表はし得るであらう。

言ふ迄もなく現今行はれて居る自作農制設事業は、小作人又は純粹な農業労働者に農地の所有を得しめ之を化して漸次自作農民たらしめんとするものである。然るに此の事業が十分に有効に廣きに涉つて行はれんためには、小作人なり労働者なりが喜んで土地を買ひ取る風になることが必要である。少くとも採算上から之を觀て土地を買取つても損にならぬやうでなければ事業は廣く行はれ得ないのであつて、うつかり土地を買はうものなら小作をして居る方が好く算盤が持てるといふやうでは、此事業は有効には行はれ得ない。其爲には先づ農地の價格が低安なることを必要とし、又土地購入資金の融通が長期に低利に又年賦償還等の便利な方法を以て行はれる等のことを必要とするが、同時に又土地に關する租税公課の輕減される等のことも事業促進のために便宜であり、殆んど必要であると謂つてもよい。此の意味に於て自作農地の地租免除の行はれることは、多少ともに自作農地創設事業に貢献するものと謂ひ得る。

現在我國に行はれて居る自作農創設事業は一般的に甚だ不十分なものであるが、その行はれるに就いての事實上の困難は、土地の價格や租税公課等のことを考へると、小作人は小作をやつて居る方が、わざ／＼土地を買つて自作農になるよりも算盤勘定がよいといふ點に存する。そして此點が常に小作人側からは自作農創設事業に對する不信任の原因となり少くとも事業に冷淡なる理由となり、又甚しきに至つては此點を捉へて事業反對や妨害の宣傳が行はれる次第である。

されば要するに新たに自作農を創設することに關しては、自作農地免稅政策は、補助的な意義しか有ち得ないのであるが、その効果は直接であつて、決して蔑視することの出來ぬものである。土地の價格其他に關する條件が十分好都合に整はなくては、免租だけ行はれたとて其が事業促進の上に及ぼし得る効果は見るに足らぬものたるを免れ難いが、他の條件の整ひたる上に尙ほ自作地免租が行はるゝに於ては、自作地創設の事業は少からず促進せられる筈である。

六

總べて上に述べるやうな意味合からして、自作農地の免租といふことは、農政上から見ても認せらるべきものとせられるのであるが、之に對しては又他の稍々之と異なる方策を樹てんとする試みがある。其一は現に議會に於ても問題となつた所のものであつて、自作農地といはず一般的に田畑の地租を輕減せんとする計畫である。即ち例へば或政黨の主張するやうに、田畑地租を一分方輕減せんとするものゝ如きであつて、議會に提出された政府原案は、前に示したやうに、この一般的輕減を爲さんとするものであつた。

この方策を自作農地の免租といふ方策と比べて見れば、兩者間に大分意義の相違の認むべきものがある。即ち一般的なる田畑地租の輕減は、其の目的とする所の卒直なる表はれば、農業所有

者保護の立場に在るか、然らざれば他の方面の租税との均衡上田畑地租負擔が過重なりこの意味からして、負擔の公平を期せんが爲のものたるに外ならぬ。さればたゞ之を農地について見れば、自作地たる否とを問はず一般的に地租負擔が輕減せられるのである。

されば若し其の輕減の行はれるについて何等の制限が設けられないならば、大地主たる小地主たるを問はず、一様に其の輕減の恩恵に浴することになる。然るに政府が議會に提出した原案のやうに一定限度以下の田畑所有者に對しては免稅を行ふといふのであるならば、大地主や地主に對しては地租の輕減を行ひ小地主や小自作農やに對しては地租の全免を行ふことになる。

政府の原案といふのは「地租を納むべき者（法人を除く）の同一市町村内に於ける田畑地價の合計其同居家族の分と合算し地價二百圓未滿なるときは其の田畑の地租を徵收せず但し其の住所地以外の市町村に於ける田畑に付ては此限にあらず」といふのである。⁷⁾ 此案の如きものであると、合計地價二百圓以下の農地を所有して居る者は、自作農たる否とを問はず一様に地租の免除を受けることになるが、然しそれは同一市町村内に於て之を有する場合に限り他の市町村内に於て有する土地に對しては免稅は行はれない。そして茲に最も注意すべきことは、それが自作農地に限り免稅するといふので無い點である。

斯るが故に右の如き免稅策は、一般的に小農家の經濟と生活とに顧慮して行はれるものたるに

外ならず、即ち農村振興策とかいふやうな立場から觀て割出される方策で、更に立入つて其の農村振興の爲には自作農主義を普及せしめなければならぬから、其の事の爲に自作農地の負擔輕減を行はんとする所にまでは考へ及むで居ないのである。尤も二百圓以下の地價を有する土地の所有者中には自作農民も含まれて居るから、それが自作農民の負擔輕減とならないわけは無いが、特に自作農民を引抜いて考へ之だけを別にして考へない點に於て、自作農地免稅政策とは少からず其の政策としての立場と從て意義と效果とを異にするのである。

とにかく此政策は一般的に田畑土地の所有者を眼中に置いて其の稅負擔を免除し輕減せんとするものなれば、觀方によつては農村所有者階級の保護とも見られ、農村無產者階級はかゝる方策に對して反感を懷くことゝもなる恐がある。

之に反して自作農地の租稅免除は、たとへ地價二百圓以下の土地の所有者であつても、其土地を小作に付して居る者は免除の恩惠に浴しないのだから、たゞ單純に所有者保護といふことにはならぬ。又一般的に小農地所有者を保護することにもならない。小農地所有者中に在つても自ら働き一家の勞力を主として其の所有地を自作經營する者のみに對して免稅を行はんとするものなれば、それは一種の勤勞保護である。即ち自作農民が其の一家の勤勞を行ふにつき其の場所となり生産の原料となる所の土地を所有するに就いて之に對する租稅を免除し以て其の一家經濟と生

活どの困難を軽減せんとするものなれば、之は決して單純なる所有者保護ではない。少くとも勤勞者保護の意味が加味されてある。勿論そこには多少ブチー、ブルヂョアの臭味が漂つて居るけれども、自作農主義なるものが元來ブチー、ブルヂョア的なものであり、現時の農業と農民とが(特に我國に於て)ブチー、ブルヂョア式に出來て居るからには、政策上にやはり其の臭味の傳はるは止むを得ざる所としなければならぬ。

更に之を農村振興策としての意味から考へて、土地の所有者一般に對する租税の軽減と小所有者に對するに免税とを行はんとする方策の効果を見るに、その産業政策的な意義は決して無いわけではなく、農村振興の爲に貢獻する所の多少これあるべきは疑なき所である。けれどもそれは特に自作を奨励する意味に於ては、自作農地に限り免税せんとする方策に及ばない。自作農民を維持する意味と、小作人が自作農民たらんとする場合に之を奨励する意味とに於て一般的小農地免税方策は決して無價値のものでは無いが、同時に又その方策を以てすれば、小地主にして其の所有地を小作に附して居る者も免税に浴する結果彼等の地位を扶け、彼等が小作人と鬭争する場合には、間接ながら多少その戦闘力を強めることになり得る。少くとも農業一般の不振と小作争議との爲に將に没落せんとしつつある小地主の地位を扶け其の没落の期を後れしめるだけの効果は表はれ得る。此點から見れば、此種の免税方策は自作農主義の普及と實現との爲めには、其勢

を促進することなくして却て其勢を殺ぐ結果とならざるを保し難い。

之に反して自作農地の免税を行はんとする方策は農村振興策としての意義以外に、中産階級の維持特には中産階級中に在つても最も堅實なりとせらるゝ自作農民を維持せんとすることに重きが置かれる次第なれば、産業政策的意義と併せて社會政策的意義が含まれて居る。然かもその産業政策としての價值は一般的なる田畑地租の輕減及小作地々租の免除を行はんとする方策よりも大であり、社會政策的價值に於ても勝さつて居る。なせなれば農業特に我國の農業に在つては前に述べたやうに自作農主義が最もよく農業生産を盛ならしむるに適するものであり、従て自作農の維持と普及とを圖ることは、農業生産を盛ならしめ、農村の振興を期する上に最も重要なことであるから。それから又中産階級の維持を圖るといふ社會政策的な意味に於ても一般的に小農地の所有者を維持せんとすることよりも、中産階級の中堅たる自作農民を維持することが更に多くの社會的價值を有し得るから。

私は固より何れの政黨に屬して居る者でもなく、又何れの政黨により多くの好意を有する者でもないのだから、農業政策上の實際案が何れの政黨に依て立案せられやうと又何れの政黨が之を議會に提出しやうとそんな事は私に取つては一向に關係ないことである。従て右に述べた二方策の比較の如きも、黨派の案として之を見て其の優劣を比較するものでは毛頭ない。たゞ公平に之

を農政上の要求と社會政策上の必要とから觀て、其の價値を致へ、方策としての優劣について公平なる第三者としての批評を試みて見ただけのこと、それが私の任務だと心得て居る。

尙ほこの公平なる立場からして、彼の地租委讓論についても少しく考察を續けたいと思ふ。

七

地租委讓論は元來財政々策上の主張と見らるべきものである。そしてそれは一般的に農民に向つて地租の輕減を行つて其の負擔を軽くして農村振興に資しやうといふのではなく、地租收入を地方に委讓することに依つて地方財政の收入を多くして、其の困難なる現状を救はんとするものである。勿論之が爲に農民は地方費の負擔を軽くせられることにはなるであらうが、それは間接の效果であつて、案そのものが直接に稅負擔の免除や輕減を意味しては居ない。即ち之に依つて地方稅制の整理を行ふといふことが、案の直接の目的となつて居る。⁸⁾

地租委讓が行はるれば、約七千四百萬圓の地租收入は市町村の附加稅と共に移つて地方財政上の使途に向けられることになるわけだが、此の委讓案を提議する者は、此の稅收入あるに至れば地方はそれだけ負擔を輕減されて、らくになるといふ消極的效果あるばかりでなく、更には又進んで文化や産業の發達を圖ることが出来ること主張して居る。⁹⁾ 此點が即ち此案に依つて農村振興の目

8) 同上三土忠造氏演說參照
9) 同上武藤金吉氏演說參照

的を達するを得るとせられる理由である。さうするとつまり結局の意味に於ては此案も地方民の負擔軽減とはなるわけだから、自作農地の地租の免除及軽減や一般的なる田畑地租の免除及軽減やと、共通の點を有つて居ないことはない。けれども後の二者は明かに租稅負擔の免除及び軽減を行はんとするものなるに反して、此案は若しその委讓されたる所の稅收入がたゞ新たな施設の爲めにのみ用ゐられ、從來地方に於て自ら負擔して來たゞけの經費はそのまゝに用ゐられることにもならば、實際的には地方民の負擔軽減とはなり得ないわけである。委讓されたる地租收入が實際果して斯くの如き新施設のためにのみ用ゐられることになるか、それとも、之に依て少くとも一部分は地方に於ける經費負擔を軽減することの爲に、從來の地方費用の方に用ゐられることとなるかは、其案を實施して見なければわからない。然しそれがたとへ部分的なりとも新たな文化及經濟發展の爲に用ゐらるべきものとなりとせば、此案はたゞ租稅負擔の軽減を行はんとするやうな消極的なものではなく、進んで新施設を爲すべき積極的な方策として考へられるものと見なければならぬ。従て自作農地の地租免除及軽減策や一般的なる田畑地租の免除及軽減策やと此の地租委讓策とは、其の政策の立場とする所に於て、少からず趣を異にするを知るべきである。

それに又地租の地方委讓といふ方策は、たゞ農村や農民ばかりを眼中に置いて居るものではな

い。地方といへば市と町村とを指すものなること勿論の義なれば、都會地たる市部も委譲の恩恵に浴するわけであるから、案の目的とする所は地方民の負擔の輕減といふことにあるにしても、又は地方産業及文化の發達を圖るといふことにあるにしても、それは都會地と農村とを區別せず又都會の住民と農村の住民とに就いても、區別して考へた案ではない。此點が又此案と他の自作農地若くは一般田畑の地租の免除又は輕減の方策と少からず趣を異にする所である。即ち地租委譲案は廣く地方の負擔輕減又は廣く地方の振興といふことを目的とし、その提案者の之を認めるやうに一種の地方分權的な考も加味されて居る次第で、狹く農民の負擔輕減とか更に狹く自作農民の負擔輕減とかいふことを目的として居ない。

地租委譲案に對しては、同じ收益税であり乍ら、營業税の如きはこれを國税として其ま、國庫收入に遺し置き乍ら、何が故にたゞ地租のみを地方收入に移すのかといふ租稅體系論上の反駁が行はれるであらうが、然し之を一定地價額以下の田畑や自作地の地租を免除する案の如く、或者に對して免税を爲し、然かも物税に於て免税點を設けることに伴ふ租稅負擔公平論上の非難や課税原則上の缺點やは之を免れることが出来る。即ち課税の公平といふ上からいへば、兎に角地租は一般的に徴收してたゞ其の收入を國庫から地方に移すといふだけのことだから、其間不公平の考へられる餘地はない。その意味に於ては一定地價額以下の自作地に對する免税を行ふ方策の如

きは、課税上の公平を失するといふ非難には最も多く値するものたるを免れない。たゞ之を課税上の見地から見て、租税の根本原則に照して考へれば、たゞへ小面積少價格の田畑の所有者なりども、苟も土地を所有する者たる以上、そしてその土地から収益を得て居るものである以上、収益税の一種として課せられる地租の免除を受くべき理由はない。プーチー、ブルジョアに對する一種の偏愛政策なりと非難せられても、たゞそれだけの意味からでは致方のないことである。

けれども由來租税原則には、財政政策上の原則もあると同時に經濟政策上の原則あり又社會政策上の原則もあり、同じく又社會政策上の原則の中に於ても、色々の立場から見て取捨斟酌せらるべき所のものゝ存するを知らねばならぬ。自作農地に對する地租免除の如きは租税原則中社會政策上の原則に於て要求する所の負擔の公平には聊か戻る所あるに相違ないけれども、同時に之を經濟政策上の原則に照し考へ自作農地の保護といふ見地から割出し、又社會政策上中産階級の維持の必要といふことに照し合せて課税上の社會政策的原則を斟酌して考ふれば、租税原則上の一般論として、かゝる免税が、その大原則に戻るといふやうな一概な議論は出來難いことゝなる。そして前に之を述べたやうに現今自作農の維持増設といふことは、經濟政策上並びに社會政策上必要缺くべからざるものなりとする見地よりすれば、課税の公平といふ點に於てはたゞへ少くは缺ける所ありども、他の更に有力なる原則上の要求から敢て之を行はねばならぬことゝな

る次第である。

何れにしても今問題は、自作農の維持といふことに存し、私はその見地から田地に對する免稅や稅負擔輕減やのことを論ずる次第だから、彼の地租委讓の方策は、上に述ぶる理由から直接に問題に觸れて來ない。又や、問題を廣くして見て、農村の振興といふ立場から、その一方策として地租委讓のことを考へて見ても、どうもしつくりと問題に當倣らないのである。

勿論自作田畑の地租免除とか、又は一般的に田畑の地租輕減とか一定地價額以下の田畑の地租免除とかいふやうな、負擔輕減だけを意味する方策を以てして、自作農の維持や農村の振興が十分に行はれ得るものではない。斯様な消極策以外に積極的な施設の爲さるべきものが多々あり、それ等の積極策と右の如き消極策とが相待つて相扶けつゝ行はれるに依つて、目的は達し得られるものとする。之は殆んど論ずる迄もなく明かなことである。併し此論文に於て私はかゝる一般に涉つた政策論を試みやうとするのではなく、たゞ當今問題となつて居り、やがて實行せらるべき運命にある自作農地の地租免除について、之を自作農維持及増設といふ見地より見、その意義と效果とを考察することにしたゞけのことである。そして之を爲すについては、既に一言したやうに、政黨政派の立場には全然無關係に、たゞ自己の所見のみを明かにするものである。従て色々な方策や計畫案に對する批評も、或政黨の提案として之を見て批評したわけではない。たゞ其の方策や計畫案そのものの有する獨立の意義について批評したゞけのことである。或黨派の立場から、自黨の提案を辯護したものとかが、非難したものとか見られては迷惑至極である。(終)